**冬季一般入学者選抜出願者のオンライン試験への振替について**

千葉大学大学院専門法務研究科では，2022年に入っての新型コロナウイルス感染症の急速な拡大への対処として，新型コロナウイルス感染症に罹患しているか、又は、同感染症感染者の濃厚接触者である入学志願者の受験機会を確保するため，令和４年度冬季一般選抜の出願者に限り，冬季一般入学者選抜試験と同日（1月29日（土））に実施するオンライン試験への振替を認めます。

１ オンライン試験への振替の対象者

令和 ４年度冬季一般入学者選抜への出願手続を完了した者で，次の⑴～⑶のいずれかの理由により，筆記試験および口述試験を本学構内で受験できない者

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患し，試験当日までに治癒したという医師の判断を得ていないこと
2. 保健所から濃厚接触者に指定された者で，待機期間中であること
3. 新型コロナウイルス感染症と疑われる症状を呈しており，医師の治療を受けていること

なお，いったん本学構内での受験を開始した者については、受験開始後のオンライン試験への振替は認められません。試験前日又は当日，発熱，咳等の症状がある場合は，無理に受験しようとせず，なるべく早く医療機関を受診するとともに，速やかにオンライン試験への振替の申請を行うようにしてください。

２ 申請受付期間

令和 ４年 1 月 24 日（月）9:00 ～ 1 月 28 日（金）17:00

申請方法はEメールに限られます（３参照）。上記期間内に申請のためのEメール送信を行ったことを証明できるよう、各自のスマートフォンやパソコン等に送信メールを保存してください。また、**1月29日（土）9時までにオンライン試験接続確認のためのアドレス情報等をこちらから折り返しメールで告知します**。同日9時半になっても着信がない申請者は、急ぎ下記の問合せ先に電話してその旨をお伝えください。

上記申請受付期間を過ぎた試験当日（29日）の申請であっても、同日午前9時までに申請が到達し、かつ、下記の⑴⑵の要件をともに満たす場合に限り認めます。ただし、事後にいずれかの要件を満たさないことが明らかになった場合は、受験しなかったものとし、場合によっては合格や入学を取り消します。

1. オンライン個別相談（６参照）において受験環境のチェックをすでに受けていること
2. 当日に急に発熱したなど、やむを得ない事情があること

３ 申請方法

出願振替の申請を希望する者は，人社系学務課大学院学務室に電話連絡の上，申請受付期間内に次の必要書類をEメールで添付し、メールの件名を「オンライン試験振替申請」として提出してください。申請受付期間内に書類を提出できない場合は，その旨を人社系学務課大学院学務室へ連絡し，指示を受けてください。

［必要書類］

1. オンライン試験振替申請書（別紙様式を用いて作成してください。）
2. 医師の診断書，又は保健所からの通知書（新型コロナウイルス感染症に罹患した，もしくは濃厚接触者に該当する等の記載があるもの）で，治療期間や自宅待機期間が明記されたものの写し

（注）１ 新型コロナウイルス感染症に罹患した者，又は濃厚接触者に指定された者が，②の証明書を用意できない場合には，①の申請書に必要事項を記入するとともに，保健所による PCR 検査の結果，又は検疫所による抗原定量検査の結果を提出してください。

　　　２ ②の証明書の原本は，申請後も引き続き保管してください。必要に応じて、後日原本の提出を求めることがあります。

３ 医師の診断書や保健所からの通知書が入手できない特段の理由がある場合は，人社系学務課大学院学務室に相談してください。

［申請の宛先・問合せ先］

千葉大学　人社系学務課大学院学務室　〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町 1-33

電話：043-290-2349　E-mail：nyushi-web@chiba-u.jp

４　実施される場合のオンライン試験の概要

　オンライン試験はすべてWeb会議システム「Zoom」によって実施します。

　Zoomに参加するために「Google Workspaceアカウント（Googleグループウェアサービス）」を使用します。同アカウントは申請への返信において通知されます。

　申請者はこのアカウントによりZoomにサインインし、オンライン入試を受験します。

＜当日のスケジュール＞

　令和4年1月29日（土）

**9時30分～10時　接続確認**、オンラインでの法律科目試験の実施に関する説明

10時～13時　法律科目試験（憲法・民法・刑法）

14時～14時半　オンラインでの小論文試験の実施に関する説明

14時半～16時半　小論文試験

17時～18時　口述試験（小論文試験受験者は17時半～18時）

　　＊適式の申請をしたものであっても、**上記接続確認時間内においてZoomへのサインインが確認できない場合、申請は却下します。**このことは、法律科目試験を受験しない3年コース単願の志願者についても同様です。

＊＊申請者の数や申請者の出願種類に応じて，10時以降の予定については適宜変更します。申請者には9時半からの接続確認の際に変更内容を告知します。また、申請者が多数に及ぶときは、**口述試験を翌日（1月30日（日））9時～18時に実施する**ことがあります。

　　＊＊＊オンライン試験における法律科目試験および小論文試験では，正規の試験問題と同じ問題が用いられますが、**正規の冬季一般入学者選抜とは異なる基準で合否を判断いたします。**

＊＊＊＊オンライン試験の実施にあたっては、Zoomを利用するためインターネットに接続しているパソコンや作成した答案を写真撮影するデジタルカメラまたはカメラ機能付きのスマートフォン等が利用可能であることに加えて、当該パソコンを第三者の居ない静謐な場所で利用できる環境を整える必要があります。これらの整備は、申請者が予め行い、できるかぎりオンライン個別相談（６参照）での事前のチェックを済ませてください。

５ 申請手数料

　無料

６ その他

　オンライン試験への振替が認められたのち，振替申請を撤回することはできません。また、申請後、オンライン試験を受験しなかったとしても、いったん納入した検定料は返還しません。

　なお、**申請受付期間中の各日の午前9時～正午**に，入試担当者による**オンライン個別相談**を実施いたします。オンライン試験振替に関するご相談やオンライン接続確認の機会としてご利用ください。オンライン個別相談への参加にあたっては、あらかじめ、1月27日（木）までに上記問合せ先Eメールアドレス宛に、件名を「オンライン個別相談参加希望」とし、メール本文に氏名と受験番号を記して参加希望メールをお送りください。折り返し、オンライン個別相談へのアクセス情報を返信いたします。

以上